

笠間市議会建設土木委員会記録

令和6年3月5日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	益子康子君
副委員長	畑岡洋二君
委員	内桶克之君
〃	飯田正憲君
〃	石松俊雄君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

欠席委員

なし

出席説明員

上下水道部長	友部邦男君
都市建設部長	関根主税君
水道課長	磯野浩宣君
水道課長補佐	川松信一君
水道課G長	田中英樹君
水道課G長	松下哲也君
水道課G長	中田雄久君
都市計画課長	鶴田宏之君
都市計画課長補佐	大嶋信二君
都市計画課G長	藤井伸広君

出席議会事務局職員

議会事務局次長	堀内恵美子
係長	神長利久

議事日程

令和6年3月5日（火曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について

(2) その他

午前10時00分開会

○益子委員長 それでは、建設土木委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設土木委員会を開会します。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに掲載した資料のとおりであります。

また、議会事務局より堀内次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いします。

○益子委員長 これより議事に入ります。

本日の議案は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。それでは、審査に入ります。

審査は、審査日程表により課別、議案別に行います。

初めに、上下水道部水道課が所管いたします議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長磯野浩宜君。

○磯野水道課長 それでは、議案第15号 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料につきましては、タブレットの06建設土木委員会、R 6 議案審査、04の議案第15号を御覧ください。

本条例は、水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管する

ため水道法の一部が改正され、令和6年4月1日に施行されることから、改正される水道法に合わせて、関連する笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

こちらの表につきましては、笠間市水道事業給水条例新旧対照表でございます。表の中、第5条及び第38条第2項並びに第41条第1号中、厚生労働省令とあるものを国土交通省令に改めるものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の新旧対照表でございます。第4条第6号中、厚生労働大臣とあるものを国土交通大臣及び環境大臣に改正するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 厚生労働省というのは衛生関係だよな、常識で。国土交通省というと、物を造ることですね。環境大臣については、読んで字のごとし環境。厚生労働省のあれで講習を修了した者、現行。今度新しく改正する案は、国土交通大臣、環境大臣の講習を受けた者となるが、ただ横滑りするだけか、新たに講習内容は違うのか。

○益子委員長 水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 講習の内容は変わりございません。国土交通省、厚生労働省、その省名が入れ替わるだけでございまして、中身が変わるわけではございません。

○益子委員長 小藺江委員。

○小藺江一三委員 横滑りするだけ。

○磯野水道課長 はい。

○益子委員長 ほかに。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 議案の内容は、議会ですからこれまでも何度か説明をいただいておりますけれども、審査という場所なので、国のほうの担当省庁が替わるということの背景、分かる範囲で御説明いただけると私たちも理解が進むと思うので、よろしくお願いいたします。

○益子委員長 磯野浩宣君。

○磯野水道課長 国のほうにおきましては、水道系の基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害の発生時における早急な復旧支援、それから濁水等への対応に対しては、国土交通省の能力、知見、こちらのほうが専門的なことを有しているということで、その部門については国土交通省に移管しまして機能の強化を図るということでございます。

それから、環境大臣のほうの管轄に移るものに関しましては、安心・安全に関する専門的な知識ということで、水質基準関係に関しましては環境省に移管するというので、それぞれの専門的な知識を有する部門に移管することで、それぞれの能力強化を図っていくということでございます。

○益子委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 実際に水を守るというか、インフラとしての水、環境としての水というところで、これまでよりも、より市民の生活、国民の生活を維持できるという観点で替えたということは分かりますので、文言的には変わらないけれども、より一層いい管理ができるというふうに理解したほうがよろしいですね。

○磯野水道課長 はい、そのとおりでございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部都市計画課が所管いたします議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 議案第17号 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本条例は、笠間市が施行する友部都市計画友部駅前土地区画整理事業に関しまして、必要な事項を定めるため制定したものでございます。当事業は、合併前の旧友部町時代に実施しました友部駅南側の大字駅前八雲周辺を対象とする面積約16ヘクタールの区画整理事業でございます。昭和31年3月に茨城県より事業認可を受けまして事業を実施し、昭和61年3月に事業が完了しております。

しかし、地権者より換地処分を不服とする審査請求が茨城県のほうに提出されておりました。このことにつきまして、審査庁である茨城県が審査を行い、令和4年5月に棄却する旨の裁決がなされ、また、裁決に伴う再審査請求や裁決の取消しの訴え期間が経過したことから、今般、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 今までの経過をお願いしたいのですが、昭和61年に事業が終わっていて、何人が不服申立てをして県に訴えたのかということと、令和5年に棄却されて、それから再審がなかったということで、その経過年数というのは年数が決まっているのですかね。その年数が決まって、それで棄却されたまま法律的には決まりなので、それで今回条例を廃止するという事になったと思うので、その経緯だけ教えてください。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 まず、審査請求ですけれども、今回、1人の方から出ておまして、内容としましては、減歩率が高過ぎるとか、あとは清算金が低過ぎるという内容で県のほうに審査請求が出されております。

また、この期間ですけれども、県の裁決が下ったのが令和4年5月でございます。それから1年間は再審査請求ができるということで、令和5年5月までは期間があったので、それまでは一応条例を残しておきまして、その期間が過ぎたので今年度末に条例を廃止するという事でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これまで40年ぐらい終わってからたっているのですけれども、その間地権者の直接的な動きというのは、市役所的にはなかったということよろしいのですか。その地権者が直接市役所に、県のほうに訴えているのでしょうか、そういう話はな

かったということですかね。

○益子委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうですね。地権者のほうから友部町のほうに直接の接触というか、それはなかったと聞いております。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退出のため暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時17分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、今期定例会において建設土木委員会に付託になりました議案の審査は全て終了いたしました。

審議いただきました審査の結果については、定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については、委員長及び副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 御異議がありませんので、私と副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして建設土木委員会を閉会いたします。

午前10時18分閉会